

各施設の設置目的

施設名	内容	
<p>市立図書館</p>	<p><b>図書館の使命を資料・情報提供による「人づくり」ととらえ、市民の「知の拠点」として“市民や地域に役立つ図書館”を基本理念とする。（相模原市図書館基本計画）</b></p>	
	<p>法律</p>	<p>図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設（図書館法）</p>
	<p>条例・規則等</p>	<p>図書館法の規定に基づき、本市に図書館を設置（相模原市立図書館条例）</p>
<p>視聴覚ライブラリー</p>	<p><b>各種教育団体向けを中心に16ミリ映画フィルム・ビデオソフト・DVDソフト及び上映用機材の貸出し、また当館の施設を利用した各種講習会・映画会等を行っています。（相模原市視聴覚ライブラリー利用案内）</b></p>	
	<p>法律</p>	<p>地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）</p>
	<p>条例・規則等</p>	<p>学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置（相模原市立視聴覚ライブラリー条例）</p>
<p>大野北公民館</p>	<p><b>公民館は、学習機会の提供はもとより、人と人がつながるための地域の拠点となる施設（第二次大野北公民館振興計画）</b></p>	
	<p>法律</p>	<p>公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。（社会教育法）</p>
	<p>条例・規則等</p>	<p>本市に相模原市立公民館を設置（相模原市立公民館条例）</p>
<p>大野北まちづくりセンター</p>	<p><b>届出の受付や各種証明書の交付を行う窓口サービス機能に加えて、地域活動団体を支援し、地域課題の解決や魅力ある地域づくりを区民と協働で進めるまちづくり支援機能をもつ組織。</b></p>	
	<p>法律</p>	<p>指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置く（地方自治法）</p>
	<p>条例・規則等</p>	<p>前条の区（緑区、中央区、南区）に置く事務所にその区の区域を所管する出張所を置く（相模原市区の設置等に関する条例）</p>

各施設の設置目的

施設名	内容	
青少年学習センター	<p>青少年に交流と活動の場を提供すると共に、青少年団体の研修、交流、青少年団体指導者の養成及び青少年の出会いとコミュニケーションを目的とした各種の自主事業を実施し、青少年の健全な育成を図るための施設 (平成30年度 青少年学習センターの概要)</p>	
	法律	なし
	条例・規則等	<p>(相模原市立青少年学習センター条例) 青少年(おおむね満6歳から満30歳までの者をいう。)に交流と活動の場を提供し、青少年の健全な育成を図るため、相模原市立青少年学習センターを相模原市中央区矢部新町3番15号に設置する。</p>
さがみはら国際交流ラウンジ	<p>さがみはら国際交流ラウンジは、外国人支援、また外国人を支援する団体の活動の場として設置された施設です。(さがみはら国際交流ラウンジ紹介パンフレット)</p>	
	法律	なし
	条例・規則等	<p>(さがみはら国際交流ラウンジの設置等に関する規程) 市民の国際理解を増進するとともに、在住外国人への情報提供並びに在住外国人及び在住外国人を支援する団体の活動の場として、(中略)設置する。</p>
あさひ児童館	<p>遊びを通して、児童の健康を増進し、豊かな情緒を育むために設置された子どもたちが誰でも遊べる施設です。遊戯室や図書室などがあります。(「子育てガイド」(平成30年度版))</p>	
	法律	<p>児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設(児童福祉法)</p>
	条例・規則等	本市に相模原市立児童館を設置(相模原市立児童館条例)
淵野辺駅南口第1、第2自転車駐車場	<p>将来の駐車需要に対応した自転車等の適正駐車を促していくため。(相模原市自転車対策基本計画)</p>	
	法律	なし
	条例・規則等	<p>駅周辺における自転車及び原動機付自転車の駐車秩序を確立し、自転車及び原動機付自転車を利用する者の利便を図るため、駐車場として自転車駐車場及び路上等自転車駐車場を設置(相模原市営自転車駐車場条例)</p>